令 和 元 年 10月 10日

第5回南知多町議会臨時会会議録

# 1 議 事 日 程

10月10日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提出案件の概要説明

日程第4 議案第57号 損害賠償の額の決定及び和解について (美浜町内における交通 事故)

# 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

#### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	Щ	本	優	作	2番	鈴	木	浩	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
3番	片	Щ	陽	市	4番	小	嶋	完	作
5番	内	田		保	6番	石	垣	菊	蔵
7番	服	部	光	男	8番	藤	井	満	久
9番	吉	原	_	治	10番	松	本		保
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

# 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦 副 町 長 中 川昌一 総 務 部 長 田 中 嘉 久 総務課 長 内 田 純 慈 仁 企 画 部 長 鈴 木 茂 夫 検査財政課長 下 忠 Щ 建設経済部長 大 岩 中 郎 幹 治 厚 生 部 長 田 吉 育 長 育 部 長 雅 弘 教 高 橋 篤 教 山下

# 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 係 長 磯 部 貴 宏

[ 開会 9時30分 ]

# 〇議長 (藤井満久君)

おはようございます。

本日は、大変御多用の中を10月臨時町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨日はリチウムイオン電池の開発・研究により吉野彰さんがノーベル化学賞を 受賞され、日本中が歓喜にあふれ、皆さんもさぞ誇らしく思ったことでしょう。また、 けさのニュースの中で座右の銘を問われ、「実るほどこうべを垂れる稲穂かな」と答え ていました。

私たちも、立場は違いますが、議員として改めて見習いたいと考えさせられました。 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 元年第5回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 〇議長 (藤井満久君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、山本優作議員、2番、鈴木浩二議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

# 〇議長 (藤井満久君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

#### 日程第3 提出案件の概要説明

## 〇議長 (藤井満久君)

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### 〇町長 (石黒和彦君)

皆様、改めましておはようございます。

本日ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多忙の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、臨時議会で御審議いただきます案件は、損害賠償の額の決定及び和解についての議案であります。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第57号の損害賠償額の決定及び和解につきましては、美浜町内で発生した交通事故につきまして損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

このような重大な事故を起こし、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。 今後より一層の職員の交通安全の徹底に努めてまいります。

慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、提出案件の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

# 日程第4 議案第57号 損害賠償の額の決定及び和解について (美浜町内における交通事故)

#### 〇議長 (藤井満久君)

日程第4、議案第57号 損害賠償の額の決定及び和解について(美浜町内における交通事故)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

# 〇総務部長(田中嘉久君)

それでは、議案第57号 損害賠償の額の決定及び和解につきまして御説明を申し上げ

ます。

議案書をごらんください。

美浜町大字豊丘地内で発生をいたしました交通事故について、損害賠償の額を決定し 和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議 決を求めるものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和元年7月17日午後6時15分ごろ、公用車を運転して出張先から帰庁中の職員が、美浜町大字豊丘字中平井の国道247号において携帯電話の着信に気をとられ運転操作を誤り、中央線を越えて相手方の車と衝突し、車両を破損させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は117万7,000円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る修理代として損害賠償の額を支払うこととするものでございます。

今後とも職員の運転技術の向上と安全管理の徹底を図り、事故の再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長 (藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

#### 〇5番(内田 保君)

先ほどちょっと確認するのを忘れたんで、もう一点教えてください。

役場の車は壊れているわけですけど、役場の車については車両保険に入っていて直す ことができるのか、それとも、この壊れ方だと非常にひどいわけですけど、新たな車両 を購入するのか、そこら辺のところをちょっと教えてください。

#### 〇議長 (藤井満久君)

総務課長。

### 〇総務課長(内田純慈君)

公用車のほうは廃車となっております。

公用車は全国自治協会の車両共済に加入していますので、共済金としては30万円がこちらの全国自治協会より支払われるんですが、その共済金の金額内での修理がとてもできないということで廃車としております。

ということで、30万円の中から公用車運搬のレッカー代金が自動車修理店に支払われ、 レッカー代金を除いた金額が町に支払われるということになります。以上です。

#### 〇5番(内田 保君)

わかりました。

## 〇議長 (藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 〇議長 (藤井満久君)

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第5回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

[ 閉会 9時39分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議	長	藤	井	満	久

署名議員 鈴木浩二